

## Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 『国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス 2015-12』募集・設定について

単位型投信／内外／資産複合

この度、三菱UFJ国際投信は『国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス 2015-12』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                     |      |                 |               |
|---------|--------|-------------------|--------------------------|------|-----------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                   | 決算頻度 | 投資対象地域          | 為替ヘッジ         |
| 単位型     | 内外     | 資産複合              | 資産複合<br>(債券、その他資産(優先証券)) | 年2回  | グローバル<br>(日本含む) | あり<br>(フルヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)でご覧いただけます。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

世界各国の金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

## ファンドの特色



**世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。**

当ファンド名「国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2015-12」に付されている「プラス」とは、金融機関が発行する劣後債と優先証券に加えて事業会社の発行する劣後債と優先証券も投資対象としていることを表しています。

### ■ 劣後債と優先証券とは

- 普通社債と普通株式の中間的性質を有する証券です。
- 利息または配当が定められており、満期や繰上償還時に額面で償還されるなど、一般の債券に類似した性質を持っています。一方で、発行体にとっては相対的に資本性が高いなど、株式に類似した性質を併せ持っています。

#### ● 劣後債

普通社債に比べ、一般的に法的弁済順位\*1が低く、利回りは相対的に高くなる傾向があります。

#### ● 優先証券

普通社債や劣後債に比べ、一般的に法的弁済順位\*1が低く、利回りは相対的に高くなる傾向があります。

\*1 法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合における、元利金の弁済や残余財産の分配の順位をいいます。

### 〈劣後債と優先証券のイメージ〉



※上記は、劣後債と優先証券に関する一般的な内容を示したものであり、上記に当てはまらない場合があります。また、必ずしもすべてを表すものではありません。

◆ ポートフォリオの当初構築時において、世界各国の金融機関のうちG-SIFIs(ジーシフィーズ)に選定された金融機関およびその関連会社\*2が発行する、劣後債と優先証券に、当ファンドの純資産総額の50%以上を投資します。

\*2 関連会社とは、原則として100%の資本関係を有する会社のことをいいます。また、これら金融機関およびその関連会社が自己資本拡充の目的で設立する特別目的会社等を含みます。

### G-SIFIs(ジーシフィーズ)とは

Global Systemically Important Financial Institutionsの略で、各国の金融監督当局等で構成され国際金融に関する措置・規制・監督等の役割を担う金融安定理事会(FSB)によって選定される、グローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関のことをいいます。

◆ポートフォリオの当初構築時において、事業会社が発行する劣後債および優先証券への投資割合は当ファンドの純資産総額の30%以下とします。

◆劣後債と優先証券等の発行体格付け<sup>\*3</sup>は、当該証券の取得時において原則としてBBBマイナス格相当以上とします。

\*3 金融機関の関連会社が発行する証券に投資する場合は、その関連会社の親会社等の発行体格付けを適用します。なお、劣後債および優先証券においては、一般的に発行体格付けと銘柄格付けは異なり、銘柄格付けは発行体格付けと比較して低くなる傾向があります。



当ファンドは信託期間が約3年9ヵ月の単位型の投資信託です。投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還<sup>\*4</sup>の可能日が到来するものとします。

\*4 繰上償還とは、早期償還や買入消却等による償還をいいます。一般的に、劣後債や優先証券が繰上償還される場合には額面で償還されます。

◆当ファンドの信託期間は、平成27年12月29日から平成31年10月10日までです。

◆当ファンドが投資する劣後債と優先証券等の、信託期間内に償還された償還金や、利息または配当収入および途中売却した際の売却代金などは、原則として再投資します。その際には、普通社債等にも投資する場合があります。なお、残存信託期間等の事情によっては、普通社債等への投資割合が当ファンドの純資産総額の50%以上となる場合があります。

繰上償還が見送られた証券などについては、最終的に時価で売却することになります。その場合の売却価格は償還価格（一般的には額面）を下回ることがあります。



外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。



年2回決算を行い、収益の分配を行います。

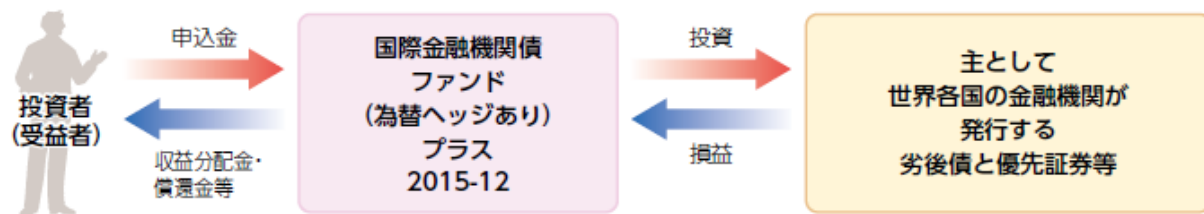
◆毎年4月10日および10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 収益分配方針

- ・分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。）

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## ■ ファンドのしくみ



## ■ 主な投資制限

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。





# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

主な変動要因は以下の通りです。

### 劣後債および 優先証券固有 のリスク

#### <法的弁済順位が劣後するリスク>

一般的に、劣後債および優先証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債および優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

#### <繰上償還延期リスク>

一般的に、繰上償還条項が付与されている劣後債および優先証券において、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債および優先証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債および優先証券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額および償還価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### <利息、配当または元本の支払いに関するリスク>

劣後債および優先証券には、利息、配当の支払繰延条項等が付与されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等の要因により、利息、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性や、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

### 金利変動 リスク

投資している有価証券等の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に有価証券等の価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

### 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により証券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

#### <金融機関の実質的な破綻に関するリスク>

金融機関の破綻処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ベイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、金融当局等が実質的に破綻しているとみなした金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本が削減される等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### 特定の業種 への集中 投資リスク

当ファンドは金融機関が発行する有価証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の財務状況および収益動向等に加え、金融機関を監督する金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受けます。したがって、集中投資を行わないファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。金融機関の財務状況に対する懸念の高まりや金融規制の変化等により、有価証券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に劣後債や優先証券は一般の公社債と比較して市場規模が小さく流動性が低いため、市場実勢より大幅に低い価格で売却しなければならないことがあります。

### 為替変動 リスク

当ファンドは、外貨建の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません）。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。



## 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

|                                                                                                  |                |                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>購入時         | 購入の申込期間        | 平成27年12月7日から平成27年12月28日まで<br>ただし、日本における販売会社の営業日に限ります。                                                                         |
|                                                                                                  | 購入の申込締切時間      | 販売会社の営業時間内に受付けます。                                                                                                             |
|                                                                                                  | 購入単位           | 販売会社が定める単位                                                                                                                    |
|                                                                                                  | 購入価額           | 1口当たり1円                                                                                                                       |
|                                                                                                  | 購入代金           | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。                                                                                                       |
|                                                                                                  | 設定の中止          | 購入の申込期間における申込金額(1円×申込口数)の総額が15億円を下回った場合には、委託会社の判断により、当ファンドの設定を中止する場合があります。                                                    |
| <br>換金時         | 換金単位           | 販売会社が定める単位                                                                                                                    |
|                                                                                                  | 換金価額           | 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額<br>*換金受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額とします。                                                           |
|                                                                                                  | 換金代金           | 原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。                                                                                       |
| <br>換金の申込について | 換金の申込不可日       | ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、換金はできません。                                                               |
|                                                                                                  | 換金の申込締切時間      | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                          |
|                                                                                                  | 換金制限           | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。                                                                                  |
|                                                                                                  | 換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことがあります。                                |
| <br>その他       | 信託期間           | 平成31年10月10日まで(平成27年12月29日設定)                                                                                                  |
|                                                                                                  | 繰上償還           | 当ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または5億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。                                                                |
|                                                                                                  | 決算日            | 毎年4月10日および10月10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                 |
|                                                                                                  | 収益分配           | 半年ごとに(年2回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。                                                                                                |
|                                                                                                  | 信託金の限度額        | 165億円                                                                                                                         |
|                                                                                                  | 公告             | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。                               |
|                                                                                                  | 運用報告書          | 決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。<br>交付運用報告書は、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。<br>より詳細な情報を記載した運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。 |
|                                                                                                  | 課税関係           | 課税上の取扱いは株式投資信託となります。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。<br>くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。      |



## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|                                          | 支払先                                     | 購入時手数料                                             | 対価として提供する役務の内容                       |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 購入時手数料                                   | 販売会社                                    | 1口当たり1円に対して、<br><b>上限1.62% (税込) (上限1.50% (税抜))</b> | 当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、<br>購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。) |                                         |                                                    |                                      |
| 信託財産留保額                                  | 換金受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.5%</b> をかけた額とします。 |                                                    |                                      |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬)               | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.8964% (税込) (年率0.8300% (税抜))</b> をかけた額とします。                                                                                                                                                |         |                                   |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------|
|                                | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)                 </div>                                                                |         |                                   |
|                                | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                                                                                                                                                                             |         |                                   |
|                                | 各支払先への配分 (税抜) は、次の通りです。                                                                                                                                                                                        |         |                                   |
|                                | 支払先                                                                                                                                                                                                            | 配分 (税抜) | 対価として提供する役務の内容                    |
|                                | 委託会社                                                                                                                                                                                                           | 0.4000% | 当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等     |
|                                | 販売会社                                                                                                                                                                                                           | 0.4000% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
|                                | 受託会社                                                                                                                                                                                                           | 0.0300% | 当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等  |
| ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 |                                                                                                                                                                                                                |         |                                   |
| その他の費用・手数料                     | 以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |         |                                   |

※運用管理費用 (信託報酬) および監査費用は、日々計上され、運用管理費用 (信託報酬) は毎決算時ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用 (手数料等) については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



### 税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期             | 項 目       | 税 金                                             |
|-----------------|-----------|-------------------------------------------------|
| 分配時             | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 収益分配金に対して 20.315%                     |
| 換金 (解約) 時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して 20.315% |

※上記は、平成27年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度 (愛称: NISA (ニーサ)) をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



- |                       |                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------|
| ■委託会社(ファンドの運用の指図等)    | 三菱UFJ国際投信株式会社                              |
| ■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社(購入・換金の取扱い等)     | 株式会社西日本シティ銀行、西日本シティTT証券株式会社                |

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年11月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上